

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成19年4月9日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H30.6.4一部協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H20.6.5協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)又は3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		
平成19年4月10日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 R1.10.9協定済 R7.3.25 一部協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月13日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 道路判定H31-200号にて判定範囲を変更		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月11日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月16日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月19日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)又は3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月13日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)又は3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月19日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月27日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月23日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月23日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H5.11協定済(H5-33)		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月23日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)又は3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月24日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)又は3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月24日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成19年4月26日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)又は3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年4月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月7日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月2日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、 ①②は包括同意基準2に、③は包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成19年5月2日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)又は3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成19年5月23日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)又は3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月8日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月8日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成19年5月11日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)又は3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)又は3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月16日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H28.6.22一部協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成19年5月22日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43号第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に庫築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月24日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H19.6.7協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月23日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月24日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)又は3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。☆接道取扱い添付図書あり。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月24日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 ※接道取扱い添付図書参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月24日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし;の許可申請において、包括同意基準2又は3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、①は包括同意基準3-(5)又は3-(6)に、②は包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月29日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月29日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)又は3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月30日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H19. 8. 27協定済、H25. 10. 16協定延長		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成19年6月4日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月31日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年5月31日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月4日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、 ①は包括同意基準3-(5)に、②は包括同意基準3-(5)又は3-(6)に該当 することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月7日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43号第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月11日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考 H19.8.27協定済</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H30-96号にて判定範囲変更		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 判定範囲は正本確認		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指漢課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成19年6月18日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成19年6月18日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月22日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月21日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月25日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成19年6月22日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月22日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月25日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要)  <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成19年6月26日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月27日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判定番号  
H19-083号

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成19年6月27日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備考 現在市道		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月27日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年6月27日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができません該。当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月2日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		平成19年7月2日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 H5-34号の再判定		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)又は3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月3日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2又は3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。※都市公園の区域内です。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月3日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成19年7月5日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判 断 結 果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月6日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判 断 結 果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月6日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月6日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H19.8.13協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43号第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2又は3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成19年7月10日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 R2.06.24一部協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件富査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月13日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月13日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)又は3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月19日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成19年7月23日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月23日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H29.5.8市道供用開始に伴い範囲変更		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月24日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月24日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月24日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43号第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月25日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年7月24日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成19年8月2日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月2日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月7日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月8日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成19年8月8日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります、許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月7日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月7日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査(2項道路より35mを超える場合)となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月8日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要)  <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月13日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同産基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月21日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成19年8月28日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H19. 10. 29一部協定済 R2. 12. 16一部協定済		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H20.1.29協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に津築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月27日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月31日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月30日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月30日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年8月30日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月3日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 私道の廃止届出済 (H31.1.16第30-1号)、判定範囲はH31-24号を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月3日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 ・ R5. 6. 13 一部協定済み		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月3日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月3日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成19年9月6日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月6日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月6日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成19年9月6日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成19年9月7日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43号第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成19年9月12日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 現在市道認定		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成19年9月13日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月13日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月13日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。一部4m未満の部分がある場合は包括同意3-(5)。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月13日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 ※①道路幅員4m以上については42-1-3号道路扱い (H27. 5. 29)		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 ※土師集落地区計画区域内 道路拡幅計画図については北部道路事務所 (079-336-4421建設担当) の測量図を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成19年9月18日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考 H19.12.28協定済</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同窓基準3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月21日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成19年9月27日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考</p> <p>H20. 3. 30協定済 角敷地協定無</p>		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要)  <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月27日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成19年9月28日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 旧住造法による道路 (42-1-2 扱い)		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月1日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成1年9月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年9月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月4日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成19年10月4日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月2日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月4日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月5日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月9日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="margin-left: 100px;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="margin-left: 100px;">建築指導課</span> <span style="float: right;">TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月22日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)又は3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月22日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月22日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月22日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月22日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月22日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)又は3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月23日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)又は3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		平成19年10月23日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月25日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H20.12.22協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年10月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成19年11月2日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月2日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし番の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月2日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成19年11月2日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月2日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月7日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月8日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成19年11月12日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
<b>備 考</b> 判定範囲は、正本を参照		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月13日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		平成19年11月15日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成19年11月13日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審本となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H20.1.25協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、①は包括同意基準3-(5)または3-(6)、②は包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月19日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月19日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="margin-left: 100px;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="margin-left: 100px;">建築指導課</span> <span style="float: right;">TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H23. 2. 22協定済、H31. 3. 8協定延長		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6) (延長制限なし)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成19年11月20日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考</p> <p>H20.11.11協定済</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

# 参 考

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月21日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成19年11月27日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月27日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。野田16番については、名義が香寺町となっているが、実際の管理は、地元自治会にて行って- (る (香寺事務所確認済み)。そのため、協定書は自治会長の承認を得ることとする。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H30.2.19協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年11月30日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月5日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月4日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		平成19年12月3日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月6日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月7日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H19.12.20確約済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同窓基年2または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月6日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月10日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考</p> <p>H30.5.14協定済</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 道路判定H31-246号にて判定範囲変更		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月18日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月13日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考</p> <p>H20.4.4一部協定済(協定書はH14年度)</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月13日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H20.1.24協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		平成19年12月13日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月18日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考</p> <p>H6. 11. 4一部協定済 (H6-22)</p>		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月25日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月25日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
備 考		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、①は包括同意基準3-(4)、①'及び②は3-(5)に該当することができません。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月27日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H20. 4. 22一部協定済、H26. 12. 24一部協定済、H30. 8. 17一部協定済、R2. 12. 10一部協定済		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月8日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合。法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成19年12月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H20. 2. 7一部協定済、H22. 7. 26追加協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)及び3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月8日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月9日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月9日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月9日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H20.1.22協定済み *H16-254号の協定も参照のこと		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月9日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同廉基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月16日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="margin-left: 50px;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="margin-left: 150px;">建築指導課</span> <span style="float: right;">TEL 079-221-2579</span>		
備 考	4 m以上は4 2 - 1 - 3	
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成20年1月16日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月16日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月21日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。3-(4)。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成20年1月21日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考</p> <p>H20.11.4一部要諦済</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、 ①包括同意基準3-(4)または3-(5)、②包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		
平成20年1月21日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 H20.4.22一部協定、H23.11.16一部協定済、H30-067号で判定範囲変更、R5.7.20一部協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月23日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成20年1月28日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
備 考		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、 ①包括同意基準3-(4)、②包括同意基準3-(5)に該当することができません。 該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、 事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月31日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同産基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月31日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年1月31日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同家基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成20年2月1日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月1日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成20年2月4日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考</p> <p>H26.11.27協定済</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月4日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成20年2月6日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月6日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考  H30-202号にて判定範囲変更</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

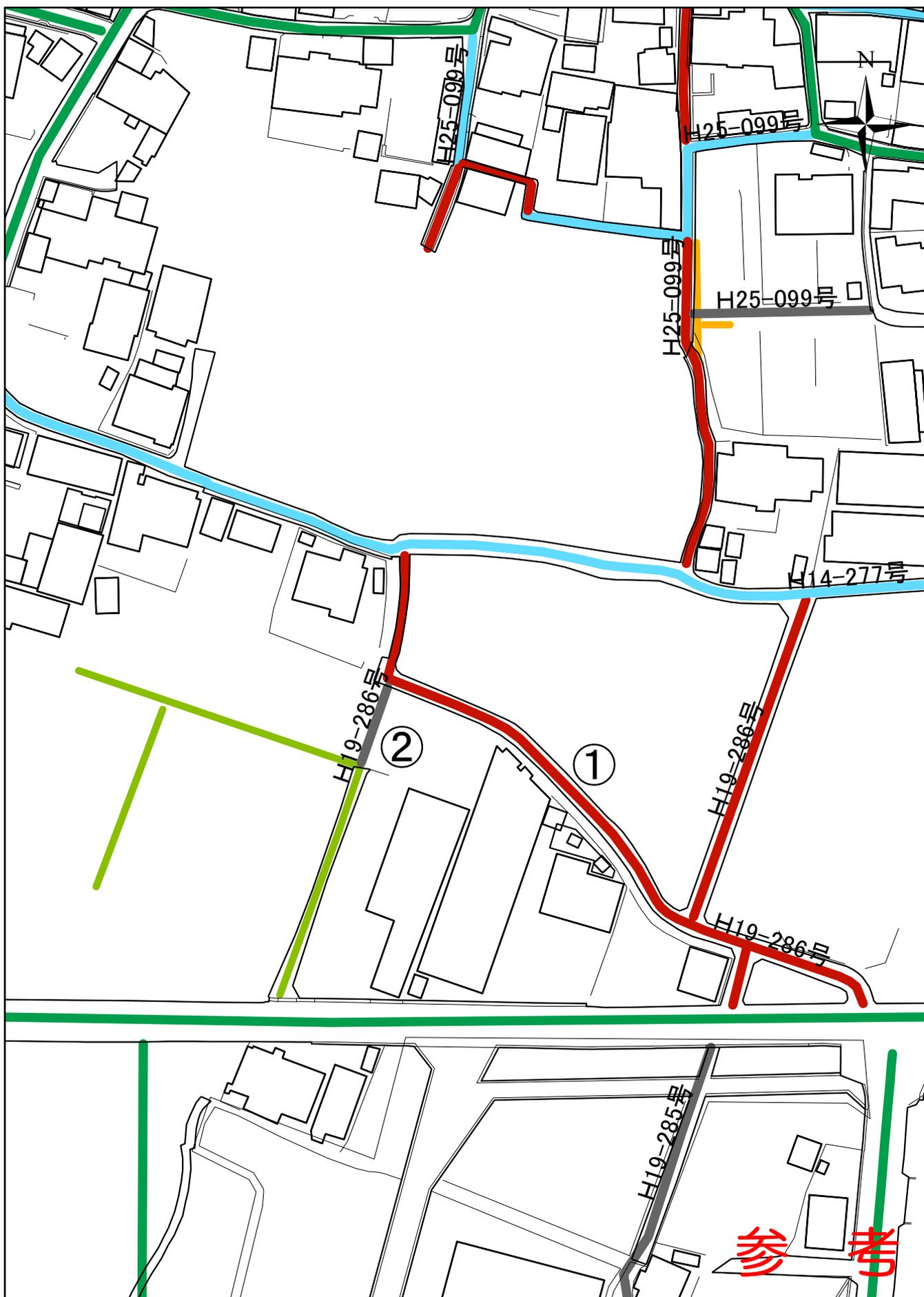
1:1,000

0 15 30 メートル

# 判定図

判定番号

H19-286号



- ①  建築基準法第43条第2項になりうる空地【認定又は許可申請必要】
- ②  建築基準法上道路扱いしない

参考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成20年2月5日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成20年2月7日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 H20.3.26協定済		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月7日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H27.8.2協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 現在市道認定(自転車及び歩行者専用道路)		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月20日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)又は3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月19日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。入口水路部分は4mとなるように水路占用許可を得た上で、床板の設置が必要。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成20年2月19日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考</p> <p>H20.6.16協定済、H20.8.6協定追加</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月25日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月22日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成20年2月26日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 H21.10.7協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月27日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、 ①包括同意基準2または②包括同巻基準3-(4)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、 事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同巖基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月28日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)〔こ該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。〕</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成20年2月29日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月29日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成20年3月3日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月4日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成20年2月28日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		平成20年3月4日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成20年3月4日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		平成20年3月6日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成20年3月6日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 H26.12.17協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成20年3月6日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月7日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月7日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条英1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月6日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月7日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条英1項ただし書の許可申請において、①の幅員が4m以上の部分については包括同意基準2、①の幅員が4m未満の部分及び②については包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年2月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月13日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②は全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②については、全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成20年3月13日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>については、全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成20年3月13日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月19日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H20.4.22協定済、H24.5.22協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月19日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月24日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成20年3月26日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成20年3月27日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考</p> <p>H20.4.25協定済</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月27日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月27日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成20年3月26日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考</p> <p>現在市道認定 (城西96号線)</p>		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成20年3月28日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
備 考		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意塞率3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年3月31日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成20年4月1日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考</p> <p>H20.6.25確約済</p>		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成20年4月3日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考 H20.6.24協定済</p>		
<p>注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		